

第20回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成27年7月16日（木曜日）午後2時から
場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

(司会)

本日はお忙しい中ご出席頂き有難うございます。これより第20回村田町竹之内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を、開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県環境生活部部長佐野よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

(佐野部長)

本日は、お忙しい中、またあいにくの雨のなか委員の皆様には評価委員会に御出席を頂き、感謝を申し上げます。

この評価委員会につきましては平成19年7月に第1回を開催して以降今回で20回目を数えることになり、長きにわたり御意見等賜り、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。本日の会議では諮問事項として「生活環境影響調査の報告書案」についての一件を議題とさせて頂いており、平成26年度下半期のモニタリング結果について御審議を頂きます。また、昨年7月に噴出防止工事が完了しましたが、その後No.3の井戸とNo.5の井戸で水質調査の採水時に噴出事象が発生していることは既にご報告を申し上げているところでございます。今回、噴出の状況等について改めて御報告をし、採取場所の変更など今後の対応策について御意見を頂きたいと考えておりますので宜しく御審議を賜りますようお願いをいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせて頂きます。

(司会)

それではまず、本日御出席頂いております、委員の御紹介させていただきます。

須藤委員長でございます。

(須藤委員長)

須藤です。どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

藤巻副委員長でございます。

(藤巻副委員長)

藤巻です。よろしく申し上げます。

(司会)

細見副委員長でございます。

(細見委員)

細見です。よろしく申し上げます。

(司会)

井上委員でございます。

(井上委員)

井上です。よろしく申し上げます。

(司会)

大宮委員でございます。

(大宮委員)

大宮です。よろしくお願いします。

(司会)

岡田委員でございます

(岡田委員)

岡田でございます。よろしくお願いします。

(司会)

佐藤委員でございます

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願いします。

(司会)

田村委員でございます。

(田村委員)

田村でございます。よろしくお願いします。

(司会)

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

環境生活部長の佐野でございます。

(佐野部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

環境生活部次長の安倍でございます。

(安倍次長)

よろしくお願いします。

(司会)

竹の内産廃処分場対策室長の丸子でございます。

(丸子室長)

よろしくお願いします。

(司会)

遅れましたが、私は進行を務めさせて頂いております、竹の内産廃処分場対策室長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

3 議題

○諮問事項 生活環境影響調査報告書（案）について

(司会)

それでは、議題の審議に入らせていただきます。議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定により、委員長が務めることとなっております。須藤委員長、よろしくお願い致します。

(須藤委員長)

はい。かしこまりました。それでは、ご指名でございますので進行役を務めさせていただきます。本日は大変悪天候の中で、しかも台風が近づいていることもあって、ご遠方からお集まり頂きましたことをま

ずはお礼を申し上げたいと思います。本日は先程部長からお話しがございましたように、諮問事項として昨年度分の下半期の生活環境影響調査の結果について御報告書を提出頂いてその諮問に対して答申をする、こういうことですので宜しくご審議をお願いしたいと思います。また先程、佐野部長からもお話がございましたように、先生方よく御存じの通り、報告があったと思いますが、No.3 とNo.5 の井戸における噴出事項が発生した為、今後の対応策について先生方のご意見を頂きたいということもありますし、その前にもう少し詳しく関係者の県庁の方からお話を頂いたうえでこれについては先生方のご意見を伺いたいと思います。限られた時間、まあ、ぴったりの時間は申し上げられませんが、今 2 時でございますので関係者の皆さんのご発言も含めまして、16 時 30 分、2 時間半位までで目標に議事を進行したいと思っております。どうぞ宜しくご審議のほどを、また、ご協力いただくことをお願いして、まずは私の冒頭の挨拶にさせていただきます。

それでは、議事に入りますが、今回も傍聴のご発言が予定されているかと思いますが、それは後でまとめてということでもよろしゅうございますね。先ずは先に会議をやって、そして例年、いつもと同じように傍聴の方のご発言はその後、頂きたいと思っておりますので、最初にまずは事務局からまず諮問でございまして、原案について御報告をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。担当者は佐藤さんですか？はい、どうぞ。あ、室長からやりますね。

(司会)

説明に入ります前に、成立条件の方の確認をさせていただきます。本委員会は 10 名の委員により構成されておりますが、本日は 8 名の委員の皆様にご出席を頂いております。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がございまして、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

(須藤委員長)

ありがとうございます。

(丸子室長)

それでは、議題 1、諮問事項について御説明をさせていただきます。諮問事項生活環境影響調査(案)でございます、右肩に資料 2 と記載しました概要(案)を使って説明を致します。

まず 1 ページ目を御覧いただきたいと思っております。調査結果の概要ですが、今回のモニタリング調査の評価対象期間は、平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までの半年間となります。これまでと同様に、右側の 1-1-2 に今期分の調査実績について記載しております。調査を行った項目は黒の菱形に表記されたものが今期分の対象調査となります。2 ページ目はモニタリング計画の内容を一覧表にして掲載しております。

それでは調査結果を順に説明致します。3 ページを御覧いただきたいと思っております。「大気環境調査」結果です。処分場の中央部と対照地点として村田町役場の 2 地点で調査を行っております。13 項目について調査を実施しており、その結果は 13 項目の全ての項目で「処分場の中」と「対照地点」では同程度の濃度であり、処分場の発生ガスによる周辺への影響は認められていないものとなっております。また、環境基準や指針値が設定されている 10 項目では、当該基準を全て満たす結果でございました。

5 ページを御覧ください。「硫化水素」の連続調査結果です。処分場の敷地境界と村田第二中学校の 2 地点で硫化水素の連続測定をしております。平成 21 年度以降は、目標値としております 0.02ppm を超える濃度が検出されることはなく、今期間もその状況は継続をしております。

次に 6 ページ目でございます。放流水と河川の水質調査結果です。処分場の放流水の水質を管理型の

最終処分場に定められた放流水基準と比較しますと、すべての項目で適合となりました。また、2月にはビスフェノール A、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS：ラスといいます）の3項目について放流水の調査をいたしました。ノニルフェノールの生物 B 類型の環境基準は 0.002mg/L、LAS の生物 B 類型の環境基準が 0.05mg/L ですので1桁下の値でございました。ビスフェノール A は環境基準が設定されておきませんが、水道の要検討項目としての値が 0.1mg/l ですので、いずれも支障のないレベルでございました。また、荒川の上流と下流の水質も同程度のものがございますので、放流水によって荒川の水質に及ぼす影響はみられておりません。

続きまして 7 ページを御覧ください。「場内の浸透水と周辺地下水の水質調査」結果です。調査地点は処分場内の浸透水が 13 地点、周辺地下水が 10 地点です。グラフのデータが多く分かりづらくなったことから、今回から鉛、ヒ素などの項目については、グラフを浸透水と地下水に分けて掲載をさせていただいております。グラフは 8 ページから 10 ページにかけての図 2-22 から図 2-41 になります。

まず、場内の浸透水ですが、鉛、砒素、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、BOD の項目、そしてほう素ふっ素の項目がいくつかの地点で地下水等検査項目基準などの基準を超過して検出されました。これらの基準を超過している項目の最近の傾向は、横ばいの状況での推移となっております。この中で、No.5 井戸の 2 月の結果で、塩化ビニルモノマーが通常より高い値になりました。原因ははっきりしませんが、今年の 6 月の速報値が出まして 0.0004mg/L と通常のレベルに戻っております。また、2月に新しく掘りました H26-3a と H26-3b の井戸でビスフェノール A の測定を行いました、0.001mg/L と 0.017mg/L という値であり、水道の要検討項目の値の 0.1mg/L より低い値でございました。

それから、「ガスが浸透水を伴って噴出する事象が継続している No.3 と No.5 についてでございます。これらの井戸は噴出防止工事後に再噴出が確認されておりますが、No.3 の井戸の噴出については前回の評価委員会で No.3b の水質調査結果を見ていただいて、水質の同等性が確認された段階で測定点を変更することとし、当面、その測定点の変更後の状況などを見させていただくことにさせて頂いております。これに加えまして 2 月に、No.5 井戸につきましても工事後の再噴出が 2 月に確認されましたことから、メールではありますが、No.3 と同じ対応とさせていただきたいということで各委員の方に御連絡をさせていただいたところでございます。

水質の比較は 12 月から併行試験をしたものがございまして、12 月、2 月と、今回の評価対象期間ではありませんが、直近の 6 月の水質のデータが分かりましたので、その結果も加えて改めて資料 3 というものを作成しておりますので、一旦、この資料 3 の方を御覧いただきたいと思います。No.3 と No.3b、No.5 と No.5b の 12 月から 3 回分のデータをまず表に表し、次ページ以降には No.3 と No.5 の 3 ヶ年間に遡ってのデータをグラフ化し、No.3b と No.5b のデータも併せてプロットしました。表流水と違ひまして測定機会ごとのデータには微妙に差がありますが、No.3 と No.5 井戸のこれまでの水質の変動と比べますと、ほとんどの項目で同じような変動をし、変動範囲内にあるのではないかと思います。ただ、先ほど申し上げましたが資料 3 の図 1-5 にあります塩化ビニルモノマーについては、No.5 井戸の 2 月のデータがちょっと高いという点がございまして。それから、地下水等検査項目の基準の項目ではありませんが、図 1-10 の硫酸イオンでは、No.3 に比べ No.3b の値がちょっと低いものとなっております。このような結果でございましたが、これまでの 3 回分のデータから更に水質の比較を継続して見ていくべきか、または採水地点の変更をしてよろしいものかについて御意見を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料 2 の概要版 7 ページに戻って説明を続けさせていただきます。(2) の処分場周辺の「地下水」の水質ですが、上流側の地点 H17-19 で砒素が最大で 0.030mg/L、そして新しく掘りました H26-1a

で鉛が 0.026mg/L と地下水環境基準を超えるレベルとなりました。その他の地点及び項目では、全て地下水環境基準に適合となっております。新たに掘削した H26-1a の井戸の鉛の超過についてですが、新しい観測井戸の掘削工事は 1 月 23 日にほぼ工事を終了し、2 月 18 日に初めての水質調査となったものでございます。申し訳ありません、資料 2 に加えまして、資料 4 の方も御覧を頂ければと思います。資料 4 は、新設の井戸のみの水質調査結果だけを抜粋し資料としたものです。これらの新設井戸では、掘削後間もない調査となりましたことから、いずれも浮遊物質（SS）が非常に多く検出されているのが分かると思います。特に H26-1a は SS 分が多く 6,600mg/l と泥のような状態であったことが結果に影響したと考えております。後日になりますが、採水した水については、溶解性の鉛成分について、追加で検査を行いました。溶解性の鉛については検出限界値未満という結果でございました。また、資料 2 の方で図 2-23 をみていただくと、過去の調査結果でも周辺地下水の、処分場の右奥上流になります loc.3 であつたり、左奥上流になります H17-19, それから処分場の下流側で言いますと Loc.1a, Loc.1b この地点においても環境基準を超える鉛の検出が過去にもございました。これらのことから、検出された鉛は土の粒子などによる、自然由来のものである可能性が高いと考えました。なお、今回初めての調査結果ではありますし、今後の水質調査結果をみて最終的に判断をしていく必要があるものと思っております。なお、今回の評価対象期間のデータではありませんが、今年 6 月の速報値も分かりましたので、資料 4 のほうに併せて掲載をさせていただいております。この 6 月の結果で言いますと、H26-2 の井戸で鉛が 0.015mg/L と地下水環境基準を超えるレベルで検出されております。この鉛についても、2 月の結果同様に溶解性成分の追加調査をしておりますが、溶解性の鉛は検出限界値未満でした。SS も 1,100mg/L と大変濁った状態の水になっておりまして、H26-2 の鉛の超過の原因も、H26-1a と同様、自然由来による可能性が高いと考えておりますが、今後のデータを注視し、監視をしていく必要があると考えております。これらについても御意見を頂きたいと思っておりますので宜しくお願いを申し上げます。

それでは、申し訳ありませんが、また資料 2 の概要版の 7 ページにもどっていただき説明を続けさせていただきます。(2)の処分場周辺地下水の最後の部分です。2 月に「ビスフェノール A」を H26-1a, H26-1b, H26-2 の 3 本の井戸で調査を行っておりますが、その結果は 0.0001mg/L から 0.0073mg/L の範囲内であり、水道の要検討項目の値の 0.1mg/L より低い値でした。

次に、11 ページを御覧いただきたいと思っております。毎月 1 回実施しております発生ガスなどの調査結果でございます。処分場内で発生するガスの状況を 15 地点の観測地点で、それから、浸透水などについては 11 地点で簡易水質調査を実施しております。11 ページから 13 ページに渡り、その変化をグラフにしておりますが、11 ページの硫化水素は、下に対数表示したものを、右側には同じ測定結果について年平均値でプロットしたものを載せております。

発生ガスは井戸の管頭から 1 メートル下で測定しておりますが、「硫化水素濃度」では No.5 井戸の 11 月の結果で 110ppm となりましたが、その他は全て 100ppm 以下でございました。測定を始めた当初と比べますと、全体的には低下傾向になっていて、近年では低レベルの濃度で推移しております。

次に「メタン濃度」でございます。グラフは 12 ページの図 2-44 ですが、メタンの場合、地点によって示す傾向は異なっておりますが、年平均値のグラフで見ますと H16-5 及び No.3 などの地点が他の地点と比べ、高い濃度を示す傾向が認められます。

次に、「発生ガス量」ですが、最も高い値は H16-5 地点で 10 月に 1 分当たり 4.5 リットルでありました。その他の地点は、1 分当たり 1 リットル以下でございました。

次に、「浸透水」の調査結果です。グラフは 13 ページ左側及び中央のグラフでございます。硫酸イオ

ンや塩化物イオン濃度はかなり変動がありますが、年平均値のグラフで見ますと、おおむね横ばいかやや低下傾向になっています。また、塩化物イオンですが、H16-13は平成21年度には高い値を示しておりましたが、年平均値で見ますと、この5年間で500mg/Lほど低下をし、現在は平均値で500mg/Lまで下がってきているという状況になっております。

次にその右側の、「下流地下水と放流水」の、硫酸イオン、塩化物イオン、電気伝導率の変化です。この中で昨年度から測定を始めましたLoc.1のデータが測定当初は低かったものが、急に上昇しております。この原因ですが、しばらく井戸を使用しておらず、採水前にできるだけ水を汲み上げたつもりで採水をしたんですが、それが十分ではなかったと、そのため井戸の水が安定した状態で採水できていなかったのが原因ではないかと考えております。また、昨年度に新しく掘削した井戸につきましては、今年度平成27年度からの測定となりましたので、今期分のグラフには掲載はしてございません。

次に14ページでございます。観測井戸の「地中温度」を1メートルごとに測定した結果です。右上のグラフですが、従前から測定を継続している処分場内の浸透水9箇所の井戸について、その5m以深のデータすべてを、測定機会ごとに平均しグラフにしたものです。平成24年度、平成25年度と比較してみると、今期間のデータは平成24年度より低く、平成25年度よりやや高い値となりました。平成26年度は処分場の中だけでなくその周辺の井戸も全体としてデータが1°Cほど高くなっておりましたので、処分場の中だけが高くなっているものではありません。このことは前回の評価委員会においても説明したとおりでございます。それから、地中温度の12月の調査ですが、処分場内で最も地中温度が高かった地点は、H16-13地点で29.6°Cでございます。埋立区域外にあるLoc.1と比較してみますと、14.8°Cの温度差です。次いで高い地点がH16-3の地点で地中温度が27.6°CでLoc.1との温度差が12.8°Cありました。2月の調査では、H16-13地点で28.7°CでLoc.1aとの差が14.2°C、H16-3地点では26.5°CでLoc.1との差が12.0°Cございました。地中温度は緩やかな低下傾向にあるとは思いますが、依然として埋立区域内が高い状況は継続しておりますので、廃棄物等の分解反応は継続していると考えられます。

次に15ページをご覧ください。「地下水位の調査」結果でございます。

右側に表がございしますが、この半年間における観測井戸の「最高水位と最低水位」、それから変動幅を整理したものです。井戸の区分は上流側、下流側という形で区分しておりますが、浸透水の上流側の水位が高く、下流側が低いという状況に変わりはありません。

それから、16ページから18ページに渡っての水位のグラフでございます。16ページのグラフは埋立区域外の地下水10地点、そして17と18ページのグラフは埋立区域内の11地点の水位変動を示したグラフでございます。これらのグラフについては、前回の評価委員会におきまして、田村委員から16ページで申しますと、Loc.1a、1bの大震災以後の水位が回復していないこと、そして18ページで言いますとH16-13とH17-15の水位の逆転があることに対する御意見がございました。この点を当方で検討しましたところ、水位測定時に本来、手ばかりによる補正をするところ、その補正をしていなかったことが原因だと分かりました。18ページのグラフで説明をいたします。平成25年9月頃からH16-13とH17-15で水位の逆転がみられています。例えば、平成25年11月11日の手ばかりの水位の測定値と水位データでは、H16-13のずれが42cm程ありました。H17-15でのずれほとんどありませんでしたので、実際のH16-13の水位が42cm程上がりまして、水位の逆転はなくなります。このように、毎月実施している手ばかりの水位データで、水位計のデータに補正を加えますと、逆転がなくなり適正なグラフとなるようでございます。大変申し訳ございませんでした。

データの修正についてはこれからの作業になりますが、過去のデータを遡り比較しながら、また田村先生に御指導受けたいと思いますが、次回の評価委員会までにデータの見直しをさせていただきたいと考えております。加えまして、今後このようなことが起きないように、定期的に水位計と実際の手ばかりのデータの比較を行い確認していくこととします。今回は申し訳ございませんが、従前のデータをそのままの掲載となりましたことお詫び申し上げます。

それでは、19 ページを御覧ください。「多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査」結果です。下の図の多機能性覆土を施工した黒丸で表記した 13 箇所、その「近傍の対照地点」として白抜きの数字の 13 地点、それから図 2-62 で示した 5 地点の計 31 地点で測定をいたしました。全て定量下限値の 0.1ppm 未満という結果でございました。

次に、20 ページでございます。左側の段が、「バイオモニタリング」の結果となります。荒川の放流地点の上流側、下流側で、アカヒレによる魚毒試験で AOD 値を測定しております。当期間の 2 回の調査で、魚類の生息に支障がないと考える指標値の 400%以上に達しなかったのが 2 月に実施しました荒川下流の 380%という結果となりました。ただ上流側との大きな差はなく、処分場からの放流水に起因し、周辺環境に影響を与えるような状況もございませんでしたし、またそのような物質の拡散の可能性も低いものと考えられます。それから、12 月には OECD 試験法に基づく魚毒試験を並行して実施いたしました。AOD 試験の 12 月の結果が、荒川上流だと 600%、下流だと 420 %の値でございましたが、メダカを用いた OECD ガイドラインに準拠した急性毒試験の判定は、96 時間暴露後の半数致死濃度と無影響濃度はいずれも 100%以上で魚毒性が認められないという結果でございました。

以上の内容が調査結果の概要でございます。これらのことから、20 ページ右側、2-4 の「今期間における環境モニタリングの評価(案)」でございます。

「平成 26 年度下期においては、後述する課題を残すものの、処分場敷地境界における硫化水素濃度、処分場下流側地下水の水質は、砒素及び鉛の項目以外では、法令に規定される規制基準等を満たしており、また、有害物質の拡散による大気汚染、放流水の影響による放流先公共用水域の水質悪化や、浸透水から地下水への拡散は認められなかった。よって、本調査期間においては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響はきわめて小さいと判断される。」といたしました。また、処分場の環境モニタリングの結果から、指摘された課題としては、「処分場内の観測井戸での調査の結果、依然として周辺の地中濃度より 15 度近く高い地点があること、浸透水では、鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンや BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点があること、ふっ素及びほう素が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場はまだ安定した状態に至っていないこと、埋立区域外の観測井戸では上流側の H17-9 の砒素、2 月から新たに測定を開始した H26-1a では鉛が地下水等検査項目基準、環境基準も同じ値であります。基準の超過があり、自然由来によるものとは考えられますが、今後の動向を注視する必要があること、1,4-ジオキサンについては、浸透水の全ての地点で検出をされ、今後の継続したモニタリングから安定化の傾向を判断していく必要があること、を掲げました。

このようなことから、「引き続き処分場の状況及び生活環境への影響を把握し、処分場の状況に応じた適切な対応を図る必要があること。また、処分場の安定化に向け必要なデータの集積と解析によって、的確な将来予測への取組を進める必要がある」といたしました。

以上が、当期間の環境モニタリングの評価案となりますが、最後に、21 ページを御覧頂きたいと思っております。廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準と達成状況というものが記載してありますので、その

内容について最後に説明をさせていただきます。

表 3-1 の左側の各廃止項目の基準に対して、右側に廃止基準達成状況というものが記載してあります。○印のついている項目が現状で達成していると判断できるものとなります。また廃止基準を満たしていない項目として挙げましたが、上から 4 番目の項目になりますが、「周辺地下水の水質の検査結果が次のいずれにも該当しないこと、ただし、水質の悪化が認められない場合はこの限りでない。」というものがああります。これは、先ほど説明のなかで申し上げましたが埋立区域外の観測井戸で上流側の H17-9 の砒素、2 月から新たに観測を開始した H26-1a で鉛が地下水等検査項目基準を超過して検出されたことがございます。いずれも土粒子等の浮遊物質が影響したものと推定はしておりますが、今後の結果なども見ながら判断していく必要があるものと考えられますことから、現状での評価を△とさせていただきます。次に、上から 5 番目の項目で「埋立地からガスの発生がほとんどない、又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められない」ということにつきましては、一部の観測井戸でガスの発生量の変動があることから、処分場全体としてはまだ達成できていないとして△と致しております。最後、一番下の項目の「浸透水の水質が地下水等検査項目基準に適合する」であります。鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンや BOD の項目において未達成の状況でございますので、×の評価としています。その他の項目の、「悪臭が発生しない」とか、「火災の防止」、「害虫の発生防止」、「覆土であったり生活環境保全上の問題や地すべり等の問題」については○の評価としておりますが、もう一つ、「埋立地内部が周辺の地中温度に比べ異常な高温でないこと」というのがございます、上から 6 番目でございます。ここは適合としているのですが、その理由は、この廃止基準を定めました国の、環境省の通知によりまして、この異常な高温というのは具体的に目安は何ですかというのが通知の中に書いてありまして、その温度が 20℃というのが目安になっているということで、現状 15℃程度の温度差になっておりますので、ここは一応評価としては○という風にさせて頂いております。

以上で、諮問事項 1 と関連の資料についての説明を終わります。

(須藤委員長)

どうも要領よく御説明頂きましてありがとうございました。それでは問題点がいくつかありますし、土粒子なり、環境基準を超えている分析値もあったわけでございますが、そういったものも含めまして、それぞれのところで御説明をいただきました。

4 質疑応答

(須藤委員長)

それでは全体を通して、まずは委員の先生方から細見先生から順番に、あればいいので何かありますか。お願いしたいと思います。なければ次に移ります。

(細見委員)

前回の委員を欠席いたしましたので、新規に観測井を設けられたということで通常は新規に観測井を設けられますと、やはり掘削した直後ですので乱れる場合が多いと思います。従って説明にあったように 1 年近くはですね、変動の様子をやっぱり見て行かざるを得ないです。SS の濃度が 1000 とか濁っている状況で私も何回かそういう新規掘削した観測井ではそういったことを良く経験しています。ただそれがずーっと 1 年間続くようだと、それは井戸の構造というか井戸の掘削された仕方がまずかったのかもしれないという風に思いますので、少し採る時にも直径とかベレーの採水器で採られると思うんですがどのぐらいの水量を一回採り上げるんですか、まず 1 回、通常だと 2 回ぐらい水を取られるんです

かね、そのやり方がかなり激しく引いてしまうと濁水になるということ何回か経験していますのでそこは採り方について細心の注意を払って頂きたいなと思います。採水する業者の方だと思いますが、これ県が独自にやられているんですかね、で、そうだとするとですね、単位時間当たりにとにかく調査をしないといけないので、採水をされてしまって機械的にやってしまいますと、こういうふうに濁った水が良く出るので、そうになってしまうと地下水というか浸透水の状況が捉えられない、採水の方の影響が大きくなってしまいうんですね。本来見たい濃度の変動を見られないので、そこは少しちょっと採水の方法を検討して頂きたいというのが一番ですね。それから 1,4-ジオキサンというのは各浸透水処分場の中のそれなりに地下水の環境基準項目を超しているやつもあるので、これは追加の確認ですけど、周辺の地下水には検出されていない、それで今日説明がすごく早かったのになかなかついていけなかったのですが、図を見ても多分そうだろうと思ったのですが、もう一度そこを確認したいと。処分場の中の浸透水の 1,4-ジオキサンというのは地下水の環境基準を超えることもあるけれども、周辺の地下水においては全て出ていない、例えば検出下限 0.05 以下であったんでしょうか？

(須藤委員長)

そうですね、これからもいっぱい質問事項があるんですが、質問事項を忘れちゃうといけないので、議論はまた別にしますが、今の採水がどういう風に誰がやったかっていうことと、今の 1,4-ジオキサンの、周辺の環境基準がどうであったか、この 2 点だけを先にお答えになって下さい。

(丸子室長)

まず採水なんですが一応 11 地点、うちの業者が採水する時でもですね、うちの職員がついてやっておりまして、急激にやらないようには注意はしているんですが、今の H26-2 とかはまだ汚れが最初から取れなくて。

(細見委員)

もう何回か汲み上げられました？

(丸子室長)

はい、ただそれが足りないっていう可能性もありますので、ちょっとやってみたいと思います。

(須藤委員長)

ということで、それから 1,4-ジオキサンは周辺のそこだけが高いっていうのはどうですか？っていう質問です。

(丸子室長)

新しく掘りました周辺地下水のうち H26-2 という所で、今回(6月)は検出されているようでございます。ただ、環境基準とかに比べるとまだそこまでは達していないということです。

(須藤委員長)

どうぞ、それでいい？

(細見委員)

あの、資料 4 を見ればいいんでしょうか？それで 0.006 この H26-3b というのは。

(丸子室長)

H26-3b は処分場の中にあるものです。

(細見委員)

中にあるものですか、H26-2 がこれどれくらいの距離があるんでしょうか。処分場の周辺から。

(丸子室長)

処分場の脇に水路がありまして、その隣にあります。

(須藤委員長)

わずかですか？

(細見委員)

微妙な距離？0.006、これがもしずっと検出され続けるというのであればこれは少し問題があると思いますので、ここの H26-2 というのは少し注意して見守っていく必要があると思います。

(須藤委員長)

有難うございました。その今の細見先生のコメントは継続して検討してください。じゃあ井上先生どうぞ。

(井上委員)

ちょっと質問の方からで、資料 2 の 13 ページからで下流の地下水放流水の硫酸イオン濃度なんですけど、あと塩化物イオン濃度で、これ多分 Loc.1 の井戸ですかね、紫、これがある時からずっと上昇傾向でそのままずっと止まっているんですが、先程ちょっと分からなかったのですが、なんかずっと低かったのが、ある時期を境に高いままずっと止まっている理由は何なんでしょうか。ずっと 26 年の夏位のところで濃度が上がってそのままその値がずっとその後推移しているような

(丸子室長)

最初の頃の方はですね、ずっと使ってなかった井戸でしたので、採水とか何もしていなくて水の動きがなかったんですね、それで採水をするときに一旦汲み上げをしてから採水したつもりだったんですが、それが十分でなくて逆にその高い値の方がここの井戸の正常な値なのかなという風にも思っているんですが。

(井上委員)

逆にそういうことが起きるっていうことはその井戸の所は水が全然流れていなかったということですか。ちょっと今の説明だとたまたま淀んでたから最初は低かったっていうことですが、なんかそういうことでもないような気がするんですけど。

(須藤委員長)

それが今はまだ分からないということですよ。

(丸子室長)

分からないです。

(井上委員)

あとは質問というよりコメント的なところになっていくんですけども。先程細見先生のほうからもお話のあった、特に新しく掘った井戸のジオキサンで気になっているのが場内にある H26-3a, H26-3b のところでたまたまなのかも知れないんですけどジオキサンの濃度が 2 月と 6 月で両方とも上がってきているように見えるんですが、これはまだ井戸も安定していないですし、まあそもそもこの 26 の方はまだ範囲外なのであまり今回のなかでどうこうっていうのではないんですが、ちょっとここは気を付けて見ておいた方がいいと、要するに下流側になるので、場内の、その手前というか、少し左側の H16-5 がかなりジオキサン濃度が高い時期があつて、と思うんですけども、もしそういうのが地下水の流れによってこちらに押し寄せてきている状況が生まれているとすると、今度更に下流の方に流出していくっていう可能性が高いので、ここはよくこれから推移を見た方がいいのではないかという風に思

います。

それとですね、今度 21 ページの最終処分場の廃止項目の所で先程温度については 20℃位っているのが一応目安であると、ただガスの発生量に関しては何かここでは殆ど認められないという書き方をしているんですが、これについては何か目安の数値とかはあるんでしょうか？

(丸子室長)

特に数値的なものは出ていないです。

(井上委員)

例えば、その後ずっといくつかの井戸のところのガスの発生量のデータが出ていたと思うんですけども、かなり No.3 とか No.5 を含めてですね、発生量は非常に少ないですよ。毎分 1L 以下ということで、ほとんど数値として出ないような値だと思うのですが、そういったものっていうのはどうなのかなって。まあちょっとそれ以上目安がないということなので議論出来ないものなのかもしれないんですが、確かに発生している井戸もあって少し変動ぎみなところもあるのですが、全体はやはり発生量落ちてきていますし、一応あるかないかといえば発生はあるんだけど、かなり少ないものが比較的多いような気がして、まあその辺の考え方っていうのもどこからも出て来ないのかもしれないけど、ちょっと色々検討した方がいいのかなっていう。

あともう一点ですね、やはり浸透水の方で砒素や鉛が基準を超える事があると。ただおそらく自然由来のものも特に周辺ではあると、じゃあそのバックグラウンドですね、自然由来のものがあると想定される所ですね、でもそれが基準を超える値であると、そういった自然由来のものがバックグラウンドであるような所に対してどう考えていくのかっていうところですね、もう基準を超えたらそれは一律それは廃止にはいかないという風にはならないのではないかなと思うのでそこもちょっとこれから議論する必要があるのかなという風に思います。

(須藤委員長)

有難うございました。それはまた総合的にまた、皆さんの今後の考え方としてまとめて行きたいと思います。岡田先生どうぞ。

(岡田委員)

ちょっと確認をさせて頂きたいのですが、本編の 54 ページの方にですね地下水の BOD がありますが、これは新規で今年の 2 月 18 日からのが入っているんですが、その前はロケーションはどこどこどこだったんでしょうか。ずっと平成 6 年から記号入っているんですけども。ちょっと 3 つか 4 つ重なっていると思うんですけども、ああそうですね、Loc.1b はですね、たしかですね。H26-1a ですか。下流側は Loc.1b のみですか、今までは測定していたのは。

(丸子室長)

Loc.1b と Loc.1a と測定していたと思いますが、新しくは去年から始めたのは Loc.1 です。

(岡田委員)

じゃあ Loc.1a と Loc.1b がこの中入っているんですね。

(須藤委員長)

いいですか？

(岡田委員)

はい。それからちょっとお願いがあるのですが、先程細見先生の方からお話ありましたように新規の方の地下水の SS の問題ですけども、6,600 あったのが例えば 26-1a が次は 76 というその数値があり

ますので、これはやはり測定上の問題になるのではないかと思いますよね、ですから例えば1回ちょっと時間をおいてですね50Lか100Lとって測定してみて、また50Lか100Lぐらいとる、20Lでもいいけれど、ちょっとそれをやると全体的にどの位の濃度っていうのが分かると思うんですよね。ちょっとこれやはりなにか測定上の問題かそれとも…わざわざ取っておりますから、そのあたり検討された方がよろしいのではないかと思いますけど。

それからもう一つ、測定する時噴出したNo.3ですか、ありますがなかなかお仕事で大変だとは思いますが、例えば1分間に1Lとるとかではなく、1分間にほんの100mlあげてみるとかですね、ちょっとそういうような事ですね、要するに時間に対して採水量の問題ですから、ですからそうしますと急激に水位が低下しますと圧力がバランスが取れないから噴きあがると、それはもう当然のことです。ちょっとその辺りも、測定上、お忙しいとは思いますが、ちょっとそんな配慮をされて下されば大分信頼度が出て来るんじゃないかと思います。以上でございます。

(須藤委員長)

有難うございました。

田村先生、どうぞ。

(田村委員)

先程水位のことについての補正の話がございました。地下水位っていうのは、ある一定の基準を超えるか超えないかっていうことが問題っていうよりも、隣との関係、水位の分布の関係、それから時間的変動、そういうものが全体が分かって初めて見えてくるものなんですね。例え1地点と言えども信頼できない値があると、全体が駄目になってしまいますから、そこのところはやはりこれからどうなさるかかって話がありましたけれども、測定条件の確保と申しましょうか、そこところを慎重にお願いしたいと思います。その事はですね、先程補足の説明もあって私どもも理解したのですが、次回の報告では補正されるということですが、今回の報告書には何もその事に触れなくて宜しいのでしょうか。ということ全体に、お聞きします。むしろ委員長にお聞きすることかもしれません。それから先程のLoc.1で久しぶりに始めたら硫酸イオンがうんと高くなってこれは先程指摘されたように、私もディスタバンスだろうと思うんですけれども、もしそうでないとするとここは処分場のある谷からの出口ですから、ちょっと気にしなきゃいけないかと思うんですけれども、これからの推移っていいでしょうか、あんまり後じゃなく、近々大体どういう方向か、気にすべき現象かディスタバンスなのかっていうことはやはり検討するのがいいのではないかと思います。以上です。

(須藤委員長)

有難うございました。事務局その辺はどういう風に動いていますか。私としても、いまの地下水のことについては触れた上で考察した方がよろしいですね。

(丸子室長)

そうすると、水位の所に触れた方がいいということですか？

(田村委員)

と思います。

(須藤委員長)

田村先生それで宜しいでしょうか。

(田村委員)

はい、具体的なことについては次回以降ちゃんととって来ると思いますから、ただ今回、分かってき

ているのに何も言わないっていうのもちょっと…

(須藤委員長)

そうですね、私もそう思います。それは触れた上だと思います。

藤巻先生どうぞ

(藤巻委員)

今回データを見させて頂いて、ですけれどもいまちょっと安定している方向に向かっているなどというのがよく分かったんですけれども、また県の担当の方が替わられたのでちょっと指摘しておきたいのですが、宮城県の仙台近辺というのはですね産総研の報告で砒素ですとかカドミ、それから鉛も所によりなんですけれども天然の地層で濃度がかかなり高いんですよ。こういう鉛や砒素やカドミなどカドミは今回は特に顕在はしておりませんが、鉛や砒素などを採取場の廃止基準項目に取りあげていると、後々どこかで困った事になってしまう。だからといって、じゃあもう明日からやらなくていいよっていう話ではなくてですね、村田町にお住まいの方々当然気になっているでしょうから、その辺は当然配慮すべきだと思うのですが。そのことを指摘させて頂きたいと思います。それ以外はあまり気になる所はなかったんですけれども、先程ですね、こちらの資料をめぐっていたら、本来は今日議論するものではないのですが、61 ページにですね、本来今日議論するものではないんですが、ダイオキシン類の経年変化が書いてあってですね、そのうち22年の11月とか23年の10月とかポンポンと高いのが出て来くるので…今回の報告書の範囲ではない、期間的には違うとは思いますが、これ僕先程気が付いてドキッとしたんですが、何かこれはこういうことになったのではないかという…

(須藤委員長)

ご説明が必要なんですか？

(藤巻委員)

何かありましたら、ちょっとこの場で、口頭だけで結構ですけれどもお話し頂ければと思います。

(丸子室長)

ダイオキシンの分析のなかでおそらくここの処分場のなかのやつですね、焼却灰由来ではないかという風に思っております。ただここだけが、こういう風に出てきておまして、その他の地点ではあまり検出はされていないのですが、ここだけがダイオキシンが検出されているということでございます。

(須藤委員長)

細見先生、いかがですか？ダイオキシンの影響の、今の一点と、この行ったりきたり高いところがどういう風に考察、今のような焼却灰が影響するという様な考察でよろしいですか。

(細見委員)

私も記憶が定かではないのですが、確かこういう高い値の時には非常に濁りの成分ですね、SS が非常に高く、ダイオキシンは非常に濁りの成分の影響を受けやすいもので、おそらくこの、例えば先程の濁りが1000ppmもあるような、そんな濁りの水がくるとこのぐらいの10を超える、まあ環境基準1ピコですけれども、それをはるかに上回る濃度になることが、これはまた今まで何回も経験していますので、この時には濾過をしたデータも多分あったのではないかと思うんですね。

(須藤委員長)

両方やっていたかな？

(細見委員)

何回かそういうことをして頂いたような記憶があります。すなわち、あの濾過をしてダイオキシンを

測ると、1ピコより下にいくので、この100ピコとか10ピコとかを超えるような、通常では考えられない高い濃度ですけどそれは濁度の濁りの成分由来、ダイオキシンがおそらく井戸を汲み上げたときに、これも20L以上、多分ダイオキシンの為には40L位ですかね、採取しなければいけないので、どっ
と行っちゃうと、周りから水位が急に落ちるので、周りから土砂と共に入ってしまうという事があるので、本当に採水の注意ですよ。前の記録を見て頂ければと思うんですけども、このときもし本当に溶けている状態で110だと…普通ありえないっていうか問題にしなければいけないんですけども、確かあの当時そういう濁度が高いっていうことだったと思うんですね。

(須藤委員長)

これは確認と、今後の留意点と言う事で。それじゃ大宮委員。

(大宮委員)

大宮でございます。私のほうからは6ページご覧頂きますと、平成24年12月に町の方から、竹の内問題の早期解決の要望書ということで、その中での環境モニタリングのビスフェノールAですか、その検査をお願いしたいということで出した件がございました。その回答のなかで、評価委員会で意見を聞き検討をしたいということで、前々回評価委員会、昨年7月の18回評価委員会のなかで、室長の説明で、26年の後期に実施するという説明を受けました。その結果を今回6ページ黒四角の4番目で、放流水についてはビスフェノール、ノニルフェノール、アルキルベンゼンスルホン酸、これ3点を検査をして頂いたということで約束を守って頂きありがとうございます。このなかの環境基準なんですけど、これはあの河川の類型の生物B基準という風に捉えて宜しいでしょうか。

(丸子室長)

はい、よろしいです。

(大宮委員)

そうすると、その基準内であるということ、それから次の7ページ、同じく浸透水、下から2番目にありますH26-3a, 3bですか、ビスフェノールAについては0.017mg/Lということで、これは先程、今の環境基準でいきますと0.002mgかと思ったのですが、室長の説明ですとこれも基準内だっという風に、水道というお話あったと思うのですが、これでいくと基準内ということになるのですか？ちょっと質問だったんですけども。それから2番目の(2)、最後のH26-1a, 1b, H26-2の3地点ではまあこの数字であったということで、これも今の基準でいきますと0.002以内ということで基準値内という風に捉えていたのですが、さっきに戻りますと浸透水H26-3a, H26-3bについては基準に漏れたのかなっという風に感じて今日質問しようと思ったのですが。そこの所をもう一度説明頂ければと思います。

(丸子室長)

河川についての環境基準が決まっているのがノニルフェノールと直鎖アルキルベンゼン、LASと言います、この2つが決まっている。これは、魚毒性とか魚類に対する影響、水生生物に対する影響ということで環境基準が決まっております。ただビスフェノールAについては環境基準として設定がされていない状況です。なので、水道の中に要検討項目というのがございまして、今は検出数が少ないので、まだそういう重要項目にはしていないが、将来の検討項目というような位置づけにされている項目になります。そこは0.1mg/Lという基準になっておりまして、それから見ると、ということで御説明を致しました。

(大宮委員)

はい、分かりました。

(須藤委員長)

ですから、今のところ環境基準として見たら心配はないと、そういう意味で宜しいと思います。それでは佐藤委員。

(佐藤委員)

御苦労さまでございます。あちこち気になったことがありましたので、あちこちお話を申し上げます。21 ページを今見ております。21 ページの廃止基準項目とその経年変化という所で、4 番目の砒素、鉛。これはあの、10 年前から環境由来であると聞かされていきました。環境由来をいいながらよそに別の穴を掘って、この通りなんだから環境由来なんですよと証拠を見せられたことがないんですね。それを是非 1 回見せて下さい。いつまでもそういう事だったならば、これを載せておくのは、先程先生達からもお話あったように、廃止基準の時に引っかかるのではないかということなので、環境基準ということであるならば環境基準である証拠を当然出すべきなんだろうなという風に思っております。是非やって頂かなければならないということですね。それからその下の○の所なんです（上から 6 番目）、埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと、全体的に低下する傾向にあって、対照地点との差が 20℃を超える異常な高温ではないと。20℃以下だから異常な高温ではない、基準は 20℃だよというようなお話だったのですが、竹の内は実はね、安定産廃場なんですよ。温度を上げるようなものが埋められるはずがないということなので、20℃であれ 2℃であれ上がってるのは上がっているんですよ、と言う事でございます。だから、20℃以下だから大丈夫だという言い方には我々は納得できないということですね。それでもう一つ言うなら、竹の内は安定産廃場なんだよということをもっと言っていけばですね、色々引っかかってくることもあると。地下水の環境基準なんですよ。どっかにあの、管理型の排水基準と比べて大丈夫だから大丈夫ですという言い方があったと思うんですけど、竹の内は安定産廃場なんだよな、こんな状態でいいんですかということになると思います。ついでに申し上げれば、13 ページの硫酸イオンの所、お話しになったと思いますが、私も注目してございまして、その後の変化どうなの？と思って耳を澄ませていました。そうしたら、これは 26 年度のデータなので 27 年の 3 月で切れています、それで本当はもう 7 月もいい加減に日が経ってますので、何かデータがあるんですよ、それを 27 年度だからここで切りましたという言い方は、今まで宮城県がよくやってきたやり方で、その後になんかどうなってるのかっていうのは出せるはずだと思うんですけども、出せませんかこれは？このお役所的なこの後の変化は皆ばつんと 3 月で切ってしまった、やばいものは隠してしまった。ちょっと毒な言い方ですけども、我々としたらば、そういう風にしか思えないということがあります。ということですね。それからモニタリングモニタリングモニタリング、地中の内部が周囲の地中温度に比して異常な高温になっていないとこれは○じゃなくて△ですね、×印というか。上がってはいけないんですよ、20℃なんかに上がったらここで温泉掘るかということになるので、これは×だと思います。それからもう一つだけ申し上げます。ダイオキシンの濃度でびよこっと上がっちゃったよっていうのは、本当はずっと前からこのグラフは強く出ておりました。それでその周りに穴を掘って、本当は周りも見てもうちょっといいねっていうようなお話をずっと申し上げてきたと思っております。ここだけどうしてこんなに上がったの？底質が上がってるだの、SS が上がっているからだ、SS だって竹の内の SS なんですよ、他からきた SS じゃない。竹の内にそのくらいのダイオキシンを含んだものがあるということじゃないですかという事なんですよ。ダイオキシンはゴミによって、焼却灰によって作られたもので、そのくらいの埋蔵量というか物があるんだよということなので、本当にやるのならその周りを何本かボーリングしてですね、やっぱり一番高い所ここでしたとか、もっと高い所があって、これは 1000 ピコ

でしたよっていうことをして、納得させて頂くのが住民の安心安全なんだろうなって思っております。一応そこまでを申し上げます。

(須藤委員長)

それじゃあ今、佐藤委員からいくつか前の先生との継続のフォローするご意見もありましたけど、20℃を超えないような高温ではないという所は特にご指摘を頂いたところかと思います。まあ安定型処分場であるならば、温度は上がるはずはないわけですから、これでいいかどうかという話もあったんですが、今は17℃くらいですかね、15℃ですか、まずは今のいくつかの検討事項に対して、事務局に対しての御意見もあったので、先に室長の方から、先の質問のところはもういいですから、繰り返しがあってもいいですのでお答えまず下さいますか？佐藤委員からありましたよね

(丸子室長)

廃棄物処理法で決められている廃止基準ということで、あくまで異常な高温という表現に対して、廃止していいかどうかの判断することが法律でございまして、ただ我々この処分場内の温度がですね、高いというのは当然分かっておりますし、まとめの中でもここは気をつけなきゃいけないっていうことは触れておりますので、全く無視しているわけではございません。

(須藤委員長)

ただこれ〇くれちゃうと問題ありという…

(丸子室長)

あくまでもその廃掃法の基準ということでの意味合いでございます。

(佐藤委員)

〇ではないですよ、×か△か、×だと思います。上がっちゃいけないんです。

(須藤委員長)

まあ、そのつけ方はこれからやります。今、考え方をまず室長から…

(佐藤委員)

考え方そのものが間違っている。これは、このまま出るようだったら絶対いけないことだと思っております。以上。

(丸子室長)

あと、その、27年度以降のデータを一切出さないと言っているわけではございませんし、ただ今回の評価はあくまでも26年度の後半ということで区切らせて頂いているだけでございます。

(須藤委員長)

だから連続性ということよりもあくまでも26年度の中でのモニタリング成果がどうであったかという事しか書いてないんだよね？だからこれは前の部分と後ろの部分、前の部分は書いてあるけれども後ろの部分は全部付け足してからいかないと、総合的な連属的な評価にはならないんですよ？という風に答えて下されば結構なんで。後はいくつかあったと思いますよ。いいですかお答えはそれだけで。

(佐藤委員)

ダイオキシンのところも範囲を広げて精査すべきではないかという。

(須藤委員長)

さっきの細見先生からも多少応援してもらったけれども…

(丸子室長)

ええ、混濁物質というかそれが影響している。

(須藤委員長)

まあ当然そうですね。

(丸子室長)

ただダイオキシンについてですね、これは当然処分場の外側に向かって出ていくことは抑えられていると思いますが、現状では中だけに留まっていることもありまして、特にこれに対して措置をとる風には今考えておりません。

(須藤委員長)

先生方、あとは事務局で…全部もうお答え頂いたかな？それから細見先生から、自然汚染の砒素ですか、鉛ね、この辺のことについては、新しい事務局の方もいらっしゃるので。元々ここは高いんだけど、その辺の問題、まあ自然汚染という井上先生からも御説明ありましたが、その辺の取り扱いとそれからこの評価の問題はね、やっぱりきちっとしておかないと、ずっと自然汚染自然汚染って言うていてこれでいいのかどうかという問題もあるわけですし、それなりの曝露をされるわけですから、県民それから町民にとってはね。それなんで、今の問題はこういう風にそちらの生活環境としては理解をされていますか？あるいはどういうふうこれから考えていかれますか？

(丸子室長)

先程説明の中でも触れたんですが、処分場の外、右側の奥になります Loc.3 上流になるんですけど、そこではかつて鉛が検出されたということでございまして、あくまで処分場の中だけでなく外側で検出されているという所を踏まえて自然由来ではないかという風に考えたということでございます。

(須藤委員長)

細見先生、あなたは自然由来のこと、高橋先生とかと色んなことやって詳しいんだけど、この位であれば自然汚染というふうな認知でもいいですか？

(細見委員)

土壌汚染の場合で、土壌汚染の場合には、指針の中でどういう条件を満たせば、自然由来とみなせるというのは指針値があります。ここは今我々が測っている濃度、地下水の濃度だけなので、自然由来なのかどうかということはその地盤とか、その他含有量っていうんでしょうか、広がり程度だとか、そういうもので総合的に判断しないとイケないですね。だから、簡単に自然というふうにはあまり…言う為にはその辺の情報があってやっぱり言うべきかなと思います。もちろん今までの土地の利用から考えて、そこまでは人為的な活動っていうのが及んでいない所というのが勿論前提ですけども、その他に、広がり程度とそれから含有量でもある一定の濃度を超えるようなものであれば、これは自然由来とはなかなか考えにくい濃度だとか、いくつかありますので。今の地下水だけを見ていくとこれは自然由来だと言ってしまうのは…ちょっと。勿論そっちの可能性の方が非常に高いとは思いますが。多分藤巻先生だと、この地盤の元々の…そういうのも反映して含めてから判断をした方がいいと思います。

(丸子室長)

例えば、今回ボーリングしたコアって残っているんですけども、それを調べた方がいいって言うことでしょうか？

(細見委員)

あの、多分井上先生もおやりになっているのであの、まあ一つはやっぱり砒素とか鉛濃度が、濃度レベルありましたね、150位よりはるかに低いレベルだとかですね。

(井上委員)

キログラムあたり鉛だと 150mg

(細見委員)

一応目安であって、それよりも低い、それを超えているようだと、やっぱりそのなんか人為的な影響があるのではないかっていうふうに考えておりますので。一つはコアがあればそういう含有量を測ってみて、というのが一つです。他に何かありますか…

(須藤委員長)

含有量でいいよね、やっぱり？含有量でいいですよ

(細見委員)

そうですね。

(須藤委員長)

私もそう思います。だからそれをやった上でね、自然という、自然というのは地下水だけ見て多分ありえないでしょうから、先生の御発言のように、周囲の状況がそうだから多分自然由来だと推定されるだとか考えられる、というのはそれはそれで今のところはいいだろうと思うんだけど、住民の方にとっては自然由来であれ何であれ曝露されることについてのリスクというのはそれぞれあるわけだから、そのリスクが永遠に続くのはまずいわけだし、下がるのだったら当然リスクは低下するのでいいんですけども、今の段階でもうこれでいいんだよというのはちょっと時期尚早であるというふうなことでは？いいですか、細見先生そういうことで？

(細見委員)

はい。

(佐藤委員)

はい。

(須藤委員長)

じゃ、どうぞ。

(佐藤委員)

コア取ったのあるんで、それを分析していいですかと言う事なんですけど同じ所を二度測るということになりますよね、そんなのあんまり意味がないので本当は対照を設けてこっちのほうやってみたらこの通りだったので自然由来なんですよっていうふうなお話になってこない、これは納得には繋がらないと思います。そういうことを何回もやってもしょうがなく、これは本当に十何年か前から自然由来である自然由来であるという言ってきましたので、鉛とその砒素に関しては問題にならないよってとこまでやっていただかないとしょうがないですね。聞き飽きてるんです。何かって言うと二言目には自然由来であろうと、「あろう」では安心安全はできません。以上です。

(須藤委員長)

はい有難うございました。室長、まあそういう御意見でもありますから、これからコアをとってまた新たに分析をしてということになるといろんな予算とか色々あるとは思いますが、可能な範囲でない、それは理想論を言ってもいけませんでしょうが、まあ更に今の自然由来を確認できるようなデータを、土壌分析の方を致して頂きたいと、細見先生、それでいいですか？結局土壌分析ですよ、結果としてはね？

(丸子室長)

ポーリングするというのはできませんので、今あるコアであれば分析は可能ですのでそういった方法

で宜しければ考えさせて頂きます。

(佐藤委員)

すみません

(須藤委員長)

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

すみません、あの竹の内、何十本も、極端に言えば何百本もボーリングして、そのコアはほんのこの前まで保管してあったんです。それを皆さんの先輩方は皆相次いで処分してしまった。これは県民の財産を不法投棄したんだよなというふうにししか我々は思っていない。それを拾ってきて分析するんですか？そのところを言っているんで、きちっと周辺部を何カ所か新たにボーリングして、これで鉛は自然由来だよねとふうな言い方をして頂くのは分かります。そのの所をもうちょっと。ずーっとですよ、十年、十何年も続いています。

(須藤委員長)

井上先生、田村先生、いかがですか？

(藤巻委員)

じゃあ言い出しつぺがちょっとお話をさせていただきますと…。仙台近辺っていうのはですね、産総研でかなり詳しく調べられております。コア取るだけじゃなくて、何メートルかの。それで、ここはどうなっているんだって言われると、ちょっと私も確信はないですけど殆ど同じ水準の地層が延びています。見た限りもほぼ同じものです。そこを延長していくと、仙台近辺で調べられている、最も南側になりますと、大河原付近までは分かっている。その辺のものを更に延長するというか、広がらせると、村田町のこの辺も同じかなと思うんですが。

(須藤委員長)

想像ですね、それはね？

(藤巻委員)

ええ、それは想像です。例えば仙台のものを延長しているだけです。ちょっと私、後で文献をお話いたしますので。そうしますと、含有量が分かります。本来は含有量が溶出量試験の議論をしなければいけないんですけども、もちろん村田町の方が安心安全の為に更なる分析をちゃんとしてよということでしたら、いやそれはそんな必要はないというわけでは勿論ないけど、とりあえず文献でこの程度の事は分かりますというのは、お示しすることは出来ますので、ちょっと時間を下さい。

(須藤委員長)

ということで、過去の産総研のデータについては藤巻先生から頂いてそれをある程度解析して頂いて、今出来る範囲であるならば、今の取ってあるコアの分析はやって頂くと。更にデータを補強する意味では、今の藤巻先生のデータではそこまではやっていないわけですから、大河原町の付近では、そうして延長して考えればそうかもしれないけれども、直接のデータっていうのはそれしかないわけだから、それをやって下さいね。

(佐藤委員)

すみません

(須藤委員長)

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

今室長が新たにボーリングしてコアを採出する予算がありません、そのつもりはありませんということに対してですね、その位のことをしなかったらこれは納得できないよということなので、予算でどうのこうのと言って、予算で住民の安心安全に代えるようなことだけはしないで頂きたいということは、委員長からきつく申し付けて下さい。

(須藤委員長)

はい、それは十分承知した上で今発言をしているわけですね、勿論そちらの予算を十分知っているわけではございませんので、それは相談しながら。じゃあ細見先生どうぞ。

(細見委員)

先程のダイオキシンのことですが、資料1の報告書の43ページを見ると、高かったのはH16-5だと思いますが、それが今回の評価期間においてはダイオキシンの0.80という値ですね。これはおそらく、土壌の環境基準っていうのは1000ピコグラムですね、多分この処分場の中っていうのはそれよりも低いレベルのダイオキシンレベルだったと思います。昔色々データあったと思いますが、仮に焼却灰を一部含んでいても、100ピコグラム、環境基準の1/10位のレベルがH16-5のあたりに存在していて、その土壌成分、懸濁成分が例えばSSの14ppmでするので例えば14ppmでもいいんですが、これだけ含まれていると、それだけで約1ぐらいになりますね。ですから概ね妥当な、要はここで出ているダイオキシンの濃度はそういうSSというもので殆ど説明が出来るというふうに思います。ですから多分10ピコだとか100ピコを超えた時代っていうのはSSが多分数百とかくらい、かなり濁っていた時代だったと思います。でもそこもう一回確認をしておいて下さい。

(須藤委員長)

SS成分の一部がダイオキシンと考えていいぐらいのものだということですね。

(細見委員)

ええ、SSの濃度にその辺の土壌のダイオキシン濃度をかけてみれば、ダイオキシンの水の中の濃度が出てきますので。

(須藤委員長)

他の委員の先生はいかがですか。大体意見は出尽くしましたでしょうか。いいでしょうか、他。このまま諮問というわけにはちょっといかない様なので。半分は、あと今の議論で多少訂正はできますか。

(丸子室長)

まず田村先生の意見についてコメントを加えたいと思います。それから、鉛については今後の経過をみて判断していくっていう表現にしておりますし、今後検討項目を調査し、また次回ご報告、お示しできればと考えておりますが、表現的には特に何か必要があればですが。

(須藤委員長)

さっきの×を△にしようとか、これはまあ、あくまでもこの基準ではなくて、そういう基準があるよということですね。国にこういう基準があるよということなんで。うちはこれと照らし合わせてやっているということではないでしょ。

(丸子室長)

そうです、法律上の判断をするのがこの基準だということですよ。

(佐藤委員)

はい。

(須藤委員長)

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

その上の、高温の頭のところ(21 ページ)に、廃止基準達成状況というところで○になってるんですよ。廃止基準を達成したので○だということなので、これはやっぱりこのまま受け取る訳にはいきませんね。廃止基準を達成したから二重丸、だから問題ないなっていうことになるわけで、これはいけないなと思う。

(細見委員)

すみません。

(須藤委員長)

はい、どうぞ。

(細見委員)

ちょっと調べてほしいですけどその 20℃と言ったのは環境省の、おそらく安定型と管理型とあって、管理型の場合で言っているのか、その 20℃と言っているのが

(須藤委員長)

そうですね、当然。

安定型だったらおかしい

(細見委員)

そこはねもうちょっと調べて見ても、安定型と管理型いずれもその異常な高温になっていないぞという表現でなっているんだけど、20℃というのはここには明記されていない

(丸子室長)

施行通知で、その解釈が(示されている)

(細見委員)

施行通知の？それは安定型に対してもそれが書いてある？

(丸子室長)

おそらく同じだと思うんですけども、あるかどうかちょっと確認しますので。ちょっと待ってください。

(須藤委員長)

だとしたら、ちょっと変だなあ。

(細見委員)

佐藤さん言われる通りかなと思うので。

(須藤委員長)

佐藤さん言われる通りですよ

(佐藤委員)

ええ、いいんですよ。

(丸子室長)

平成 10 年の 7 月に出ている通知なんですけど…

(須藤委員長)

それは安定型ではなくて、管理型でしょ？

(細見委員)

どちらも異常な高温になっていないというのはなっているけど、その 20℃っていうのがどこに書いてあるかなっていう、施行通知のなかに書いてあるかな…

(丸子室長)

申し訳ないです (確認します)。

(須藤委員長)

まあ細見先生が自分で作ったようなものだから…

(細見委員)

いやいや…それはまあ、安定型も全部含めての話なのかっていう、その確認をした方がいい。仰るように、安定型でそんな 20℃をということを認めているようなものだから、おそらくそれは多分ないと。

(須藤委員長)

多分ないと思うね。環境省が国が自らそんなこと言うはずがないよね。

(丸子室長)

すみません、再度確認をいたします。

(佐藤委員)

あくまで○を△にするから、それだけでいいわけですよ。問題ないですよ別に。

(須藤委員長)

私としてもね、今細見先生に見て頂いてどっちにも入るようなんだったらね、それは今 20℃って書いてあったんですか。

(細見委員)

一応 20℃っていう記述はありますけれども、

(須藤委員長)

異常の例が 20℃なのね？

(細見委員)

全体の流れの記述の内容が、管理型も安定型の処分場も含めて作った内容なのかっていうのはちょっとそこだけ見た限りでは分かりませんので、それと、私もあの、安定型っていう処分場という概念からしたら、20℃っていう温度だけではなくて、温度が高いっていうことがやっぱり問題かなと思いますので、あまり杓子定規で○でなくてもいいような気がします。

(須藤委員長)

私もそう思いますね。だって安定型で 20℃なんて、それは安定型ではないので、もともとが。ということであ、△位にしておきましょうよ。まだ、環境省に確認をとりますよね、そこはね？

(丸子室長)

はい。

(須藤委員長)

とりあえず今日の段階では○や◎つくなんてありえないので、まあ一応△という位にして。曖昧な部分は△にしておきましょう。ということで、他はありますか？さっきの地下水の問題ね、そこは修正すると、それから…それだけでいいかな。あとはダイオキシンの所も言い訳というか、まあさっきのところで SS の話ぐらいは書いてあるよね。

(丸子室長)

評価期間の対象の話ではないので。

(須藤委員長)

今度の半年の評価については、まあ、この程度のことでね、形としてはいいんで。ただ、先程から佐藤委員から安心安全のためにと、ずっと継続してとかね、あと別の所のあれと比較するとコアを採るとか、様々な意見が出てるんですが、それは諮問・答申との関係ではないから、今後それは取り入れていくということによろしゅうございますか。それから、藤巻先生に調べて頂いた結果も、それは今度、取り入れて頂くということによろしゅうございますか。特になければ今のようなことで取扱いさせていただきますので。若干の修文なりこの期間の最後のまとめの部分についての文章上の問題は私と室長で作成をして、皆さんにお送りさせていただきます。それでは有難うございました。それではさっきのやつで、取り残されている部分っていうのはまだありましたよね。どうぞ。

(丸子室長)

No.3 とNo.5 の関係のその測定地点を変更したいということで、今後も水質検査を継続して見ていく段階なのか、それとも…

(須藤委員長)

もう変えちゃっていいのか。その意見についてはいかがですか。さっきの新しい部分も、もう変えちゃっていいかどうか。これ、今は並べて書いてあるわけですね。

(細見委員)

あの、地下水を論じる時にはですね、最低1年ですとか必要だし、例えば土壤汚染などでもまあ二年間継続して認められなければそれでOK だとか、という表現を使っているの。

(須藤委員長)

これ、短すぎるよね？

(細見委員)

今の段階でこっちに移るって申請するっていうのは多分あり得ない。もう少し二つともチェックする必要があると思います。

(須藤委員長)

専門家の先生からそういう御発言が出ているから、いいですかそれで？

(細見委員)

はい。

(須藤委員長)

他の先生もまさかそこはいいですよ？継続して両方やってもう少し様子を見て切り替えるなら切り替えるという風にしたいと思いますので。次期以降も両方測って頂くということにさせていただきます。それから、あとは皆さんから御進言ないということによろしいですか。そうしたらとりあえずの話としては先生方の御協力を得て一応半年分のモニタリングについてはまあ、なんといいましょうか、重要な異議はなかったという、継続してこれからもモニタリングして頂くということで終わらせて頂きますが。会議としてはこれで閉じさせていただきます。こちらの会議は終わらせて頂いて、あとは住民の皆さんのご意見を伺うということが予め私も冒頭に申し上げたんですが、本日のですね、3人の方の御発言を御要望なさっておりますので順番にやらせて頂きます。会議の方の問題は、もう先程言った通りで、申し上げた通りでございますので、岡さんとそれから大内さんと鈴木さんですので、順番に岡さんからお願いします。岡さん最初でいいですか、どうぞお座りになったままでいいですから。

5 傍聴席からの質疑応答

(岡氏：傍聴人)

いいですか、えっと、竹の内産廃処分場のすぐ近くに住んでいる岡です。毎回傍聴には来ているんですけども、資料も見せていただいているんですけども、本来はこういった資料がやっぱりなくなるとね、安定した処分場にはならないんだろというように思っております。それで、今までの色々な調査のデータを見ると、大体平均して同じような数値に変わりはないんですよ、ですからやっぱり県の方としてはね、集中的にここは問題なんだとか、こっちはもっと調べないと分からないとか、そういうことをやって頂かないとね、まあそこで安心して暮らせる形にはならないと思いますよね。既に処分場の中でも地盤沈下があって、何回か埋め戻しをしているというようなことがあるんですけど、ですから、いわゆる、県の方でも集中的に問題点を絞って調査をすればいいのではないかなと思うんですけども。同じことの繰り返しではやっぱり駄目だと思っております。

(須藤委員長)

はい、有難うございました。それでは次大内さんですね次。おかけになってでいいですよ。

(大内氏：傍聴人)

大内です。どうも御苦労様です。どうも私、ここで色々お話を聞いていると、なんか納得いかないっていうか違和感っていうか・・・さっきから自然由来の物っていっぱいありますよね。でも竹の内に関してはあそこは自然由来っていうのは私は納得いかないんです。っていうのは、あそこの元々あった泥炭とか色々それは、全部外に出してしまったんですよ、そしてあそこに入っているものは、よそから持ってきたものなんです、全部。あそこは廃棄物だけなんです。廃棄物と、それにどこから持ってきたか分からないけど土砂があるのか。あの、私はずっとこの目で見ています、そしてあその物は全部 30メートル位までですか、岩盤まで掘ってそしてそれを田んぼとか、そういう所へ全部運んでいるんです。だから、どうしてもこの自然由来のっていう話を聞くと、また始まったのかっていう感じがするんですよ。ですから、あの、あそこは元々最終処分場で安定型なんですよ、そこにいろんな臭いやら、それから生活に支障あった、色々なことがあったんですけども、それをね、いつになったら安心して住めるのか、早く安定して住めるようになって欲しいなと思います。そしてここに、生活環境モニタリングの、生活に支障ないってあってマルってなっていますよね。だから本当に生活に支障ないんだったら、こんな評価委員会もしなくていいと思うんですけども、早く私たち安定して住めるようにしてもらいたい。あの近所の人達は、たまたま臭いするんだよね。これは何で臭いするんだろうかなって。やっぱり色々そういう何かがあるんだろと。何がどうっていうことは私達にははっきりとは分からないんです。ただ、生活していて臭いがする、おかしいねっていうことなので、早く安心して生活出来るようにして頂きたいと思います。県のほうでは色々予算あるんでしょうけれども、そういうことを度外視してそして各先生方の意見も聞かれてやって欲しいと思います。宜しくお願いします。

(須藤委員長)

どうも有り難うございました。それでは…

(藤巻委員)

ちょっと発言させて頂けますか？

(須藤委員長)

はい、どうぞ。

(藤巻委員)

今のコメントについてちょっと、あの今日いただいた概要版 23 ページ、砒素の処分場内と処分場の外の経年変化が書いてあります。例えば砒素のですね、H17-19 という所を見て下さい。これ上流側の地下水で浸透水でなくて、地形的にも高まっている所ですので地下水が流れるとしてもこれは逆方向に流れるんであって、場内から場外へは行かない地点なんですけれども、H17-19 というのを見て頂くと分かりますけれども、これ位暴れます。これ位暴れているんですけれども例えば H16-3, No.3, No.5 という場内のを見て頂くと、これは非常に低い数字で、ほとんど測定誤差に入るぐらい。大体この程度しか暴れないものなんです。それで、H16-5 を見て頂くとこれは大変大きく暴れていて、結構入っています。これは多分場内に捨てられた廃棄物プラス何かがあるかもしれないというその程度のもので。だから場内にあったものが全部これは自然由来のものだっという話にはならないというわけですね。ちょっとコメントさせてください。

(須藤委員長)

今の藤巻先生の意味は分かりましたよね？周りの所も結構ある程度の濃度で中のものが高かった所はその値ですって出ているんで、異常に高いっていうことではないという。じゃあどうぞ、次が鈴木さんどうぞ。

(鈴木氏：傍聴人)

今の 22 ページの所を見ていますけれども、廃止基準項目の経年変化っていうことで鉛をはじめですね、様々な物質についての流れがあります。まあ確かに経年変化というようにことね、平成 13 年の地裁における仮処分以降、まあ、県の取り組みが始まったわけですがけれども、いま 27 年っていうことで 14 年経過をしております。この間ですね、県が対策を取られたのはひとつにはあの、多機能性覆土ですか、ちょこちょこ覆土をしたというところそれからあの、多機能性覆土をしたところとしないところの違いは最初はまあちょっとあったかもしれませんが、まあいまはもう殆ど違いがないということになっているんですけれども、それから排水のことについてですか、そういったこと、あるいはまたガス抜き井戸という風な程度のことではありますけれど、まあこの対策でもってですね、この数値を見ると、ここの 22 ページ以降にある矢印は真横にみんな殆どいつているわけです。大雑把にいうとね、まあ大雑把に見ると上がり下がりはありませんけど、殆ど横にいつていると。このことが何をいつているのかというと、まだ廃止基準に達していないということなのでね、まあ依然としてこれは廃止には至らないという風なことを意味しているわけなんです。14 年経過してこのような状態になっているわけなんですから、今後も対策がなければね、このまま更はずっとね、20 年も 30 年も行くと。おそらくそういう風になるんだと思いますね。つまり、鉛でも何でも具体的に除去をしなければね、同じ状態になっていくのではないかと。これは私は全くの素人でございますけれども、そんなふうにみられるということになると思います。従ってですね、この間の対策もなくて、経年変化ということになればまあそれは村田町はやっぱり処分場あるんだよなということね、風評被害がますます広がっていくだろうし、あるいはまた地域の活性化とはますます遠のくと、そういうような状況です。そのうち私達の親たちも、だいぶ死んでいきますけれども、ここにおります事務局長の A さんなんかはね、かなり歳を、まあかなりって言うと失礼になってしまいますが、不自由になってまいりました。是非これはやはりその、このままのものを眺めててね所謂その、モニタリングやってもらうのは結構ですけれども、具体の、その物質の除去対策なりなんなりしなければね、同じ状態でいくのではないかと。私は一番これが怖いですね。そういうことを、まあ是非ですね、この廃止に向けた基準を達成する為にね、具体の対策をやはり講じて

もらいたいと。もはやそういう時期だというふうに思いますので、その辺だけ強く要望をしておきます。お願いします。

(須藤委員長)

はい、有難うございました。3人の傍聴者の方が、いつも強く要望されていることを繰り返し仰って頂いたと思います。この辺の問題はこれからの処分場の廃止、廃止ということは、もう安全で、どういう風に土地を使ってもいいと、周囲に立ち入ってもいいとこういうことになるわけですが、その為にはまだ道はかなり遠いという印象も、この分析値なり、からいうと、前よりは良くなっているのは事実なんですけど、あるということで大変ご心配をされているというご趣旨の発言をいただきました。これについては、ここで順次お答え頂くというよりも、十分に今の3人のご発言を受け止めて頂き、先生も我々の調査研究の活動に生かして頂くことにして、ご発言はここで終了させて頂きたいと思います。それではあの、あとは、最後のまとめを、御挨拶を含めて、事務局の方に司会はお返しいたします。お願いいたします。

(佐藤委員)

すみません

(須藤委員長)

はい、どうぞ。まだ何かあるんですね。まあ一応終了しているから簡単にお問い合わせいたします。

(佐藤委員)

簡単にはいかないと思うけれど。今日はかなりの決意を固めてここにまいりました。このまま宮城県の竹の内対策に付き合ってずるずると日延べするのに使われてはたまらないよなというのが一つあります。もう住民たちは限界にきている、私たちも限界です。だってAさんはさっき限界だって言われたんですけども、私達ももう限界。このまま沈むのを待っていられるかっていうような正に情けない事態にもなっております。期限を決めていつまでこうしますよね、というようなことを全く話し合われていませんよね、モニタリング、モニタリングって十何年も引き延ばされてきている、実は、ここに来る前に守る会の人達と一緒に顧問の弁護士の先生に少し相談しました。何かいい方法、先生ないですかというようなお話をしてきました、そしてそこでアドバイスも頂きました。まだ暴れる段階ではないよと頭を撫でられてきたこともあるんですけども、とにかくいついつまでにどうするんだっていう、我々の目標はいつなんだっていうあと5年なのか10年なのか、やっぱりどうしたって30年かかるよっていうのであればねそれをここで具体的に出して頂くのが一番いいんだろなと。近所に住んで子育てしている人達に安心だから大丈夫だよって言えないというのは非常にこれは辛いことだということでございます。そのところを、まあ宮城県に任せておいたら駄目なのは分かっておりました。まあ何でもねえんだって何でもねえんだってしか言いません。それで今グラフを見ていたら16-5、ダイオキシンが出たりジオキサンが出たりして大暴れしている。これを16-5をきっちりとですね、周りに穴を掘るなり何なりしてデータを集めて多変量解析でもやってどういう風になってるの、中身はどうなのっていう、中身まで調べるということをしていかないと全然前には進まないんじゃないですか？ダイオキシンここから出ているよなというような話だけではないということだと思います。一つずつ進めていくと、いついつまでにどういうふうにするよというような話がここんところでは出て来なかったならばやっぱり須藤委員長も私も歳をとる一方ですので、なるべく元気なうちに先を見たい、いがったね、って先生と酒を酌み交わしたいと思っておりますので、そのところ先生一つ強力に働きかけて頂いてですね、お願いしたいと思っておりますのでございます。先生達もやっとお友達にならせて頂いて楽しくですね、

楽しくっていうと周りの人達に怒られるんですけども分かりあえたという気もしないこともないわけでごさいます、とにかくいつまで待たせるのっていうことが住民からどんどん出て来るわけでごさいます、もうよそこに引っ越すからねというのに応えられないという評価委員会ではまずいのではないかということなので、宮城県は動こうとしません。それを動かしていくのが私達の仕事だろうというふうに思っておりますので、宜しく、今後もう少し、一步を踏み出して私達の将来を考えて頂ければと思っております。以上です。まだ今日辞表は提出は致しません。それでさっきあの、竹の内対策の別の部門から 11 月の 8 日にですね、これまで健康調査にあられた角田医師が現地に来て、毎年やって頂いているんですけども、住民の健康相談で 11 月 8 日ですね、本当はそこに合わせて評価委員会を開いて頂くとかですね、現地でそういったことまでやっていただくのが一番いいんだろなっていうように思っておりますので、それを頭に置いて頂いて 11 月の 8 日の午後ですね、角田先生多分それでなんでもないよって結論を得られればですね、角田先生の健康教室は終わりになるのかなって私は勝手に思っておりますけれども。やっぱり評価委員の先生にも何人か来て頂いて一緒に勉強会して頂くのが一番いいんだろなっていうように思っております。以上でございます。宜しくお願い致します。

(須藤委員長)

どうも有り難うございました。それではまとめの、最後の、県としての閉会の手続きをやってください。お願いします。ご挨拶しますか？いいですよ。部長はさっきご挨拶頂いたからいいんです。

(佐藤委員)

頂いてないじゃないですか。

(須藤委員長)

頂きましたよ。最初に

(佐藤委員)

言われるとおりに何でも未来に作りますというようなお答えいただければそれでいいんだけど。

6 閉会

(司会)

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。議事録につきましては後ほど送付させていただきます。確認していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次回の評価委員会は来年 28 年の 1 月に開催予定でございます。あらかじめ日程の調整を各委員の先生方にですね、お願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。以上を持ちまして第 20 回評価委員会を閉会させていただきます

(佐藤委員)

すみません

ちょっとだけよろしいですか

いま、もう、え？来年、いつだったっけ。

(司会)

一月の

(佐藤委員)

誰決めたのそれ

(司会)

予定でいつもやっている・・・

(佐藤委員)

いやいや、予定だって、誰が決めたの？

誰に相談して決めたの？委員長が決めるんでしょ？

委員から言われてね、委員長が自分の頭で考えて、必要だから、今度いついつやりましょうね。ってなお話になるのが当たり前なんで、事務局ごときがこれを左右するって言うのは間違いだこれは。そんなことしてるんだったら本当にやめるぞ。裁判だよ裁判。馬鹿ばかり言って。ずるいよ、何でそんなこというんだ？

(須藤委員長)

あの、佐藤委員、まあ、あの、おかけください。

先ほどの、ストーリーどおりの、委員会のね、ちょうどデータが出て、この上半期の分を、ちょうど諮問答申できるので、1月という話をしたわけでごさいますて、まあ、従来から言うと、そういう半年に1回なわけですが、まあ、例えば先ほどのようなことで重要な案件があれば、私は1回でも2回でも増やしていいと思っていますので、それはまた佐藤委員からそういったご発言があつて、強い要望があれば、それはそれなりの、もちろん県が決めなくちゃいけませんから、それは県に囚つて、それは決めますので、今のはあくまでも予定として、そういう順番でごさいますというのを申し上げたわけでごさいますから、決まっているわけではごさいません。

(佐藤委員)

はい。

(須藤委員長)

はい、どうぞ

(佐藤委員)

では、その事について、お見えになっている部長がどうお考えなのかをお答えいただいて、納得いくお話になれば終わりにしたいと思います。あの、いままでね、要するに木っ端名な役人たちがね、自分の裁量権でそういう風にして、評価委員会さえ左右してきた。それが竹の内が一番問題だと思っています。自分たちが専門的なことなんかなんもできないくせに先走っているろんなこと結論出してそれで先生方どうでしょうか、って先生方利用されてきた。それが一番よくないんで、そこんとこ一番分かってる・・・お答えいただきたいのは部長から、どういう風にしますっていうのをね、委員の先生達にお話をください。今のは絶対だめだと思う。ちょっとトゲのあった言い方なんですけど、認めるわけにはいきません。

(須藤委員長)

委員会としては終了しているんですが、佐藤委員からですね、御挨拶を兼ねて、そういうご発言があるのですね、今のことについて簡単にちょっとだけ触れないと、これ終了できないのですね、終了を宣言する前に、部長から一言なにかお言葉をいただければと思います。

(佐野部長)

はい。今日も委員の先生方にはさまざまな御意見を頂き、また、御指摘いただきましてありがとうございました。佐藤委員からはですね、県が勝手に決めているのではないかとかのご発言がありましたが、まさにその、県だけで決めてはいけないからこういう評価委員会、というものを開いてですね、委員の皆様方から御意見を頂き、またはお知恵をお借りして、これまでも進めて参りましたし、今後も進めて

いきたいという風に考えております。評価委員会というのは、県が設置しておりますので、当然その開催時期等については、県のほうで御提案を申し上げる、という事になります。あとは、委員長からもお話のありましたように、委員の皆様からですね、こういった重要なテーマがあって、それは3ヶ月以内とか、例えばそういった時期に開かないと、今後の評価、あるいはその影響がある範囲にですね、重大な支障があります、というようなご意見をいただければですね、そういった御意見も参考にしながら、今後も委員会を、適時に開いていきたいと、そういう風に考えておりますので、今後とも委員の先生方にはですね、忌憚なく御意見をいただければな、というふうに考えております。

(須藤委員長)

部長、突然ありがとうございました。私もそう思って言ったつもりでございます。いいですね？

(佐藤委員)

いや、あの、最後に、ひとつだけ。もうこれでいいです。これで終わりです。

(須藤委員長)

はい、なんででしょう。

(佐藤委員)

あと、相当の覚悟をしてここに来ているという事は最初に申し上げましたけれども、例えば竹の内の調査データって言うのは見せて下さいお願いしますって言って我々頂きます。あと隠されたりもするわけですが、お願いしますって言って判子なんかも押さないと開示されません。でもあの、誰のためのデータなのかって考えます。宮城県のためのデータではありませんよこれは。住民に開示して、住民の安心安全に資する材料としてのデータであるわけで、いわば住民のためのデータであって、もっと言えば、住民のための評価委員会であり、竹対は住民のために仕事しなければならない。自分の保身のために上に逆らえないから仕事をしているんだということではない、絶対にこれは間違いです。そこんとこ勉強してもらわなかったらこんな事言ったって意味がないっていう風に思っておりますので、住民の安心安全を推進するために長年やっていただいているんだってことは忘れてはいけないと思っています。

(須藤委員長)

はい、もうこの辺で、いいです。

(佐藤委員)

いいですか。

これで予定どおり・・・

(須藤委員長)

私もね、ここにいらっしゃる皆様は、今佐藤委員がおっしゃったような心構えでやってくださっていると信じていますので・・・信じてますので、そうやっていただけてると思いますし、今後もそうやっていただけたらと思います。それではどうぞ、終わりの言葉を

(佐藤委員)

先生ね、甘いんですよ。

(須藤委員長)

甘いですか？まあ、信じています私は、はいどうぞ

もうこれで行きましょう。あなたがやらないと、終了宣言になりませんので

(司会)

それでは、以上を持ちまして、第20回評価委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございます

ございました。